

意見書案第 3 号

業種によって差別なく公的融資を受けられる手立てを講じることを求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年5月1日

福岡市議会

議長 阿部 真之助 様

提出者 福岡市議会議員

松尾 りつ子

倉元 達朗

堀内 徹夫

田中 たかし

森 あやこ

近藤 里美

業種によって差別なく公的融資を受けられる手立てを講じることを求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、緊急事態宣言が発出され、福岡県が遊興施設の休業や飲食店の営業短縮などを要請しました。どこでも客足は減り、大幅な減収となる一方、家賃などの必要経費が経営を圧迫しています。また、労働者の生活も苦しくなっています。こうした中、日本政策金融公庫の融資を受けなければ、多くの事業者が雇用と経営を守れない状況となっています。ところが、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の第2条で規定される風俗業などのうちの一部は、融資を受けることができません。

一方で、政府は臨時休校に伴う休業補償の対象から、ホステスや風俗業で働く保護者を除外していましたが、「職業差別だ」との批判を受け、方針を転換し、認める方向を打ち出しました。融資の場合も、業種による差別があってはなりません。

また、これらの業種は、シングルマザーなど、様々な事情を抱えた人たちの雇用のセーフティネットとしての機能を果たしているとの指摘もあります。こうした中で経営者は、休業したほうがよいと考えているものの、従業員の生活のことを考え、やむを得ず営業を継続しているというのが実態です。感染拡大を防止するためにも、融資を受けられるように制度を拡充することが求められています。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、日本政策金融公庫の融資の対象となる業種を拡大するなど、法律で営業を許可している以上、事業者に対し業種によって差別なく公的融資を受けられる手立てを講じられるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、
経済再生担当大臣 宛て

議長 名